

御年貢之内相當程可被引取之。更不可有御無沙汰之候候也。依爲後日預狀如件。

永正貳年七月十二日 長次 在判

福田庄 兵衛太郎殿

十月九日。足利義澄、伊勢貞亮に、幕府料所加賀五箇莊を宛行ふ。

【御内書案】

一一一六

料所加州五箇庄事、依奉公之勞、止料所之號宛行候。永可全領知候也。

永正二 十月九日

伊勢右京亮どのへ

(五箇庄といふもの、石川郡にも河北郡にもありて、固より相異なるものゝ如し。本文書にいふ所、その何れなりやを明らかにせず。)

十月十八日。幕府、攝津元親に、同所領河北郡倉月莊中大浦村を加賀守護富樫種泰の押領するを停め、之を安堵せしむ。

【美吉文書】 武藏 一一一七

知行分加賀國倉月庄内中大浦村事、帶御下知等當知行之處、守護押領云々。甚無謂。不日退其妨、彌可被全領知之由所被仰下也。仍執達如件。

永正貳年十月十八日

(齋藤宗基) 遠江守 在判

(松田頼亮) 豊前守 在判

攝津中務大輔殿

十二月五日。羽咋郡一宮西町の四位、氣多社に、田三十疇を寄進す。

【櫻井文書】 羽咋郡

一一一八

永代契約申一宮免田之事

合三十疇者 在所一宮平江

右彼田地者、雖爲白山宮燈明田内、御親父基眞之五代(御)申合候子細にて、于今知行仕候。雖然神田と申時は、燈明田之事情間、爲現世後生如元奉寄進候處實也。萬一私子々孫々中にて違亂煩申輩出來候者、可爲盜人之者也。仍永代契約狀如件。

一宮西町

四位 在判

永正二年十二月五日

一宮式部大夫殿 参る

永正三年 丙寅 紀元二一六六

三月十日。鳳至郡徳成谷内五社大権現の拜殿再建。成る。

【徳成谷内伊須流岐神社棟札】 鳳至郡 一一一九

奉再建五社大権現拜殿一字 村内安全五穀成就祈所

永正丙寅三月十日

神主 大 瀧 役人 與三郎 甚九郎

六月廿一日。山城仁和寺眞光院尊海、能登の相應院門跡領を復せんとして勅裁を請ふ。

【實隆公記】

一一二〇

彼御領事身に宛申請にはあらず候。只御門跡として再興事可被仰付覺悟にて候。誠のもしや事にて候。

依無差事此間不申入候。背本意存候。抑今度越中一變不思議之題目候。門跡領等大略可有御還著分候。時刻到來有其悪様に候。乍去御到來時ならでは不可爲治定候。次能州以同事候。相應院門跡知行分當國に候をば、正體なき候人候て、悉放券しはて候。遠國知行は有名無實にて候。然而能州少分御領候間、只今此砌自然事行事もや候べき。彼方へ罷下候者にことづけ候て、可申驚之由存候。あまりに無證據に候へば如何に候。元來門跡御管領左右に不能事に候へ共、内々被經御奏聞勅裁一紙申請度候。當國御知行なども、又ははれうけんがらにて御耳に入事もあるべき事にて候。尊海恐惶謹言。

(永正三年) 六月廿一日

尊海

永正四年 丁卯 紀元二一六七

二月。足利義澄、越前明王院に、加賀の一向一